

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公表番号】特表2019-507672(P2019-507672A)

【公表日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2018-534541(P2018-534541)

【国際特許分類】

B 05 C 9/08 (2006.01)

C 09 J 5/00 (2006.01)

B 05 C 3/20 (2006.01)

【F I】

B 05 C 9/08

C 09 J 5/00

B 05 C 3/20

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月10日(2019.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主表面を有する化学線透過性基材と、

前記化学線透過性基材を通して、化学線を2つ以上の所定の線量で2つ以上の所定の位置に向けるように構成された照射源と、

前記化学線透過性基材の前記主表面に組成物を付着させる手段と、

前記化学線透過性基材又は前記照射源を互いに相対的な関係で搬送する手段と、
を備え、

前記基材は円柱の形態であり、前記付着させる手段は、前記組成物の体積を通して前記円柱を回転させて、前記基材上に前記組成物を適用することを更に含む、装置。

【請求項2】

前記基材から組成物を除去するように構成されたエアナイフを更に備える、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記基材は前記基材上にコーティングされた剥離材料を含む、請求項1又は請求項2に記載の装置。

【請求項4】

第2の基材を更に含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記第2の基材は構造化シートを備える、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記基材から接着剤を除去するように構成されたロボットを更に備える、請求項1～5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記基材はガラス又はポリマー材料を含む、請求項1～6のいずれか一項に記載の装置。
。

【請求項 8】

前記化学線透過性基材は、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレンナフタレート、ポリカーボネート、ポリイミド、シクロオレフィンフィルム、ポリ(メチルメタクリレート)、又はこれらの組合せから選択されるポリマー材料を含む、請求項1～7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

前記化学線は、発光ダイオード(LED)を備えたデジタル光プロジェクタ(DLP)、ランプを備えたDLP、レーザを備えたレーザ走査デバイス、バックライトを備えた液晶ディスプレイ(LCD)パネル、ランプを備えたフォトマスク、又はLEDを備えたフォトマスクによって提供される、請求項1～8のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

主表面を有する化学線透過性基材を支持するように構成されたローラと、前記化学線透過性基材を通して、化学線を2つ以上の所定の線量で2つ以上の所定の位置に向けるように構成された照射源と、

前記化学線透過性基材の前記主表面に組成物のたまりを付着させる手段と、

前記組成物のたまりを保持するための収容領域を画定する少なくとも1つのローラーと

、前記化学線透過性基材又は前記照射源を互いに相対的な関係で搬送する手段と、を備える、装置。

【請求項 11】

前記付着させる手段が、前記組成物のたまりを分注するように構成された容器を有する、請求項10に記載の装置。